

○Chromebook 端末の持ち帰りについて

8月28日にお知らせした「分散登校での教育活動の再開について」の中で9月1日（水）にChromebook 端末を持ち帰ることをお知らせしましたが、8月30日に教育委員会より端末持ち帰りについて新たな通知がありました。

その内容の概要は

- 1 ご家庭にお子様学習のために使用可能な端末（PC、タブレット等）がある場合はご家庭の端末を利用することもできる。（必ず持ち帰らなければならないものではない）
- 2 Chromebook 端末は横浜市が全校の生徒に貸し出しているものなので、持ち帰りにあたり必要事項を確認の上、端末持ち帰り同意書をご提出いただく。

というものです。

したがって、Chromebook端末の持ち帰りについては次のような日程で行いますのでご確認ください。

・9月1日

Chromebook端末の持ち帰りについて、そのルール等を含め次ページ以降のプリント等を使い説明する。

・9月2日以降の登校日に

持ち帰りを希望する生徒にChromebook端末の貸し出しを行う。

（「端末持ち帰り同意書」が必要）

以上です。

Chromebook端末の持ち帰りについてお子様とお話合いの上、ご家庭でご判断ください。

保護者の皆様へ

横浜市立あざみ野学校
校長 鈴木 均

1人1台端末の持ち帰りをご家庭での利用について

日頃より横浜市と本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

横浜市では新型コロナウイルス感染症拡大を受け、9月1日（水）から9月13日（月）まで分散登校を実施します。これに伴い、令和2年度に学校に配られた「Chromebook」の持ち帰りを可能とします。「Chromebook」端末を持ち帰り、「ロイロノート・スクール」「Google Workspace for Education Fundamentals」「Google Meet」「Zoom」、動画配信サービス（「学校 YouTube チャンネル」）などのオンラインツールを利活用することで、学習保障を行ってまいります。

この「Chromebook」端末は横浜市が全校の生徒に貸し出しているものです。持ち帰りにあたり、次の事項をご確認いただき、端末持ち帰りに関する同意書については学校にご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご家庭で使用している PC やタブレット端末などを利用することもできます。

1. ご提出いただきたい書類

「Chromebook」持ち帰りに関する同意書（提出書類）

2. ご家庭への貸し出し機器

「Chromebook」端末

3. 「Chromebook」端末のご家庭での利用に関する注意事項

(1) Web 閲覧制限について

自宅から Chromebook でインターネットを閲覧する際は、児童生徒が有害なサイトに入れないよう、ロイロノート・スクールの拡張機能を利用することで Web 閲覧制限をかけています。ただし、ご家庭においても学習目的以外で使用していないか、日頃から保護者の方も確認して頂くようお願いいたします。

(2) 端末の使用時間について

ご家庭での使用時間をお子様と保護者で話し合っってしっかりと決めるようにしてください。夜遅い時間や朝早すぎる時間での使用は健康にもよくありません。特に、長時間の使用や就寝前の使用は控えるようにしてください。

(3) ご家庭での通信利用料について

貸与する Chromebook は、インターネットに接続し、クラウドサービスを利用します。その際、ご家庭の通信を利用いただくことになります。ご協力をお願いします。

4. 添付書類

以下の書類をご確認いただいた上で、端末をご活用ください。

- (1) GIGA 端末を使うときの5つの約束（資料1） ※お子様とご確認ください。
- (2) ご家庭のネットワーク接続手順（資料2）
- (3) 1人1台端末の持ち帰りに関する各種問合せ先と FAQ（資料3）
- (4) 学校と家庭で育む情報モラル（リーフレット、資料4）

【問い合わせ先】

横浜市立あざみ野中学校
電話：902-4836

端末持ち帰りに関する同意書

あざみ野中学校より下記の物品を持ち帰り利用するにあたり、確認事項について同意します。

1. 物品名 : 端末(Chromebook)
 充電ケーブル

2. 借用期間 :
年 月 日(曜日)～卒業(又は転出)時※
※ただし、学校が持ち帰りを認めた期間のみとする

3. 目的 :
 休校又は感染症関連で登校ができない場合等の家庭学習に利用するため。
(その他:)

4. 確認事項

- (1) 端末等は学習目的以外での利用は禁止です。通信容量や接続先を確認することがあります。
- (2) 端末等の第三者への貸し出しは禁止です。家庭内でも学習者以外は利用できません。
- (3) 利用終了後は必ず学校に返却してください。
- (4) 家庭において責任を持って管理し、紛失、故障した場合はすぐに学校に連絡してください。
- (5) 端末を紛失、または破損させてしまった場合には、教育委員会より通知されている「児童生徒の器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム実施要領」をもとにご家庭で負担いただく場合があります。
- (6) 家庭における充電、通信料はご家庭の負担となります。
- (7) 学校が指定する方法以外で機器を使用すると、有害サイトへ繋がってしまう恐れがあります。必ず、指定された学習方法で活用してください。
- (8) 端末の利用による情報漏洩等、利用者が発生した損害については利用者の自己負担となります。学校及び教育委員会は責任を負いません。

以上の項目について、同意しました。

____年 月 日

____年 組 番

生徒氏名 _____

保護者氏名(署名) _____